

複写無効

観音寺市大野原町福田原241番地1

株式会社 パブリック

代表取締役 三野 輝男 様

一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを許可しましたので、観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条第1項の規定により許可書を交付します。

令和6年3月13日

観音寺市長 佐伯 明浩

印



許可番号	観音寺市許可 第1号
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
収集区域	観音寺市内一円
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(可燃ごみ) 家庭系一般廃棄物(一時的なごみ、または多量のごみなど)
許可の条件	<ul style="list-style-type: none">・特定家庭用機器には家電リサイクル券が貼付されていること。・特定家庭用機器・使用済小型電子機器等、共に屋内において施錠できるところで積替え保管をすること。・事業系一般廃棄物(可燃ごみ)については、綾川町株式会社富士クリーンに搬入すること。
備考	